

老人クラブへのお誘い
**第二の人生を
楽しもう!**



第二の人生：皆さんはどのように毎日を過ごしていますか？

仕事や家事に追われて、今までなかなか楽しむ余裕がなかったスポーツや趣味に打ち込んだり、家族とのんびり過ごすなど、楽しみ方はいろいろあります。

しかし、第二の人生を充実したものとするためには、住み慣れた地域の隣人と一緒に、地域社会への輪を広げることも大切です。

趣味活動や社会活動への参加を通して、体も心も活動的にして、地域社会への扉を開いてみてはいかがでしょうか？

すか？

市内には、現在22の老人クラブがあります。健康学習・スポーツ・趣味などの「生活を豊かにする活動」やボランティア・環境美化・地域の文化伝承などの「地域社会活動」といった、多彩な活動を行っています。

新しい仲間、生きがいづくりのために、老人クラブに参加しませんか？ また、近くにクラブがない地域で、新しい老人クラブを作ることもできます。設立基準や必要書類についての詳細は、気軽にお問い合わせください。

▼対象 市内在住のおおむね60歳以上の方
▼問合せ 市役所介護福祉課 高齢福祉G 内線175



全国二斉高齢者・障がい者の
人権あんしん相談強化週間

一人で悩んでいませんか？ 電話で相談を受け付けています。※秘密厳守

▼日時 9月8日(月)～14日(日)午前8時30分～午後7時※土・日曜日は午前10時～午後5時

▼相談先電話番号 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570・003・110
▼相談員 人権擁護委員・法務局職員

▼問合せ 水戸地方法務局人権擁護課 ☎029・227・9919

平成27年度申請団体募集
自治総合センター
コミュニティ助成事業

自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ事業への助成を行っています。※助成内容等は変更になる場合があります

▼助成対象 自治会・町内会、自主防災組織等のコミュニティ組織

▼助成額 (10万円単位)
① 一般コミュニティ助成事

業 100～250万円

② コミュニティセンター助成事業 事業費の5分の3以内(上限1500万円)／市自治公民館建設補助との重複は不可

③ 地域防災組織育成助成事業 30～200万円

▼募集数 2団体
※③は上限なし

▼申請方法 申請書(市民協働推進課で取得)に必要書類を添えて、9月19日(金)必着で申請する
※申請すれば必ず助成されるものではありません

▼申請・問合せ
① ② 市役所市民協働推進課 協働推進G 内線133

③ 市役所交通防災課 交通・防災G 内線137

相続、遺言書 車庫証明、建設業許可
運送業許可、農地転用、外国人関係他
一人でも悩まず気軽に電話相談！

あなたのまの法律家
茨城県行政書士会
市民相談センター
☎029-305-3731

毎週月曜日と木曜日(祝日、年末年始を除く)
午後1時～午後5時

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談下さい。
詳しくはホームページ「茨城県行政書士会」検索 クリック